

平成 29 年 11 月 2 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(所属)

本市は平成 31 年 4 月 1 日付けで博物館施設の地方独立行政法人化を目指しているが、本市の博物館施設の指定管理者であり当局学芸員を派遣している（公財）大阪市博物館協会及び（公財）大阪科学振興協会（以下「両協会」という。）が、両協会が直接雇用している学芸員等に対して、博物館施設の地方独立行政法人化の現状も含めた今後の見通しについて説明を行うこととなった。

両協会が管理している本市の博物館施設では、両協会が雇用する学芸員と当局から派遣する学芸員とが一緒に業務をしており、本市職員に対しても大差ないタイミングで現状を説明したいと考えており、事前協議を申し入れたい。

(支部)

博物館施設の地方独立行政法人化は、博物館施設で働く職員の勤務労働条件に大きく影響するものであり、時機を逸せず交渉事項として誠意をもって対応するように求める。

(所属)

交渉事項については、誠意をもって対応させていただきたいと考えている。

しかしながら、法人化以降の勤務労働条件については、検討が緒に就いたばかりという事情もあり、現時点で勤務労働条件の詳細の説明を行える状況には無く、平成 29 年 3 月に公表した「博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン」の記載に沿った内容について、派遣職員へ文書を交付して説明することを予定している。

(支部)

個別の内容であり、事務折衝にて扱いたい。

(所属)

承知した。それでは引き続き、事務折衝を行う。

具体的な文書は現在検討中であるが、以下の 3 点を明記したいと考えている。

1. 地方独立行政法人の検討状況

- ・ 平成 31 年 4 月 1 日の地方独立行政法人設立をめざし、平成 30 年 2 月に市会へ法人の定款（案）を上程すべく準備を進めていること。
- ・ 基本的な設立方針は、移行型一般地方独立行政法人であること。

2. 法人移行時における職員に関する事項

- ・ 設立時に、別に辞令を発せられなければ、地独法第 59 条第 2 項により、設立日付けで地方独立行政法人職員の身分となること。
- ・ 法人移行時に給与等の条件が下回ることはないよう、法人制度の検討を進めていること。

3. 今後の予定

随時、説明会を開催すること。

(支部)

内容について、現時点で支部として判断すべき勤務労働条件に係る事項ではなく、局が事務事業の進捗状況を説明するものと理解する。

なお、今後も随時説明会を行うとのことであるが、博物館施設の地方独立行政法人化に伴う職員の勤務労働条件の変更については、給与や休暇制度のみならず、福利厚生事業など非常に多くの事項に影響を及ぼすことになり、組合員の生活に深く影響を及ぼすことから、適切な説明を職員になされることを改めて要望しておく。

(所属)

局としても、博物館施設における無用な混乱を避ける観点から、今回の提案をしているものであり、今後とも丁寧に職員に説明していくとともに、勤務労働条件に関しては、時機を逸せず申入れを行ってまいりたい。

以上